

低・未利用県有資産の状況について

県有資産における「低・未利用資産の状況」について、令和5年4月1日時点の状況は、次のとおりとなります。

現在「低・未利用な状況」にある県有資産は92資産あり、これらの資産は、使われていないものや、使われていても利用が十分でないもの、利用方法を見直すことが考えられるものです。令和4年度には、14資産について売却を行いました。

今後も、これらの資産について、「県有資産の有効活用に関する基本方針」（平成20年10月策定）及び「奈良県ファシリティマネジメント推進基本方針」（平成25年1月策定）の考え方にに基づき、有効活用に向けて取り組みを進めます。

○低・未利用資産の分類

低・未利用資産を、今後の活用に向けて、次のように分類しています。

詳細分類		資産数	分類※	
①	令和5年度売却予定	10	整理資産	
②	県・市町村で活用予定 (県の事業・市町村のまちづくり)	13	事業用資産	2
			継続保有資産	11
③	令和5年度貸付予定 (継続含む)	10	事業用資産	3
			整理資産	7
④	売却に向けた条件整理が必要 (境界確定等の手続き・地元市町村の調整等)	15	整理資産	
⑤	規制その他で活用が容易ではない (市街化調整区域・広大地等)	17	整理資産	
⑥	現況以外で利用が困難 (現況道路・水路・接道なし等)	22	継続保有資産	
⑦	水道局・土地開発公社が所管	5	整理資産	

※分類について

分類	定義
事業用資産	当面の間、現在の活用を継続する資産 今後、県事業で活用する資産
継続保有資産	県での活用が期待できる資産(まちづくりでの活用を含む) 現況以外での利用が困難な資産
整理資産	県や市町村で活用見込みがなく、 民間での活用の可能性がある資産

- ・【資料1】低・未利用県有資産一覧表
- ・【資料2】県有資産の売却等の状況について